

定 款

株式会社 ECI

株式会社 ECI 定款

(変更決議)

平成 11 年 6 月 1 日	平成 16 年 5 月 28 日
平成 11 年 6 月 26 日	平成 16 年 7 月 30 日
平成 11 年 9 月 2 日	平成 16 年 8 月 31 日
平成 11 年 12 月 20 日	平成 16 年 12 月 24 日
平成 11 年 12 月 26 日	平成 17 年 3 月 29 日
平成 13 年 8 月 21 日	平成 18 年 5 月 31 日
平成 14 年 3 月 8 日	平成 18 年 8 月 30 日
平成 14 年 8 月 20 日	平成 19 年 8 月 30 日
平成 15 年 8 月 27 日	平成 20 年 8 月 29 日
平成 15 年 10 月 24 日	平成 21 年 5 月 18 日

第 1 章 総 則

(商 号)

- 第 1 条
1. 当社は、株式会社 ECI と称する。
 2. 英文では、ECI, Inc. と表示する。

(目 的)

- 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
- (1) バイオテクノロジーの研究・開発及びその受託並びにその技術の販売
 - (2) バイオテクノロジーに関する特許権、実用新案権等知的財産権の取得、保有、運用、賃貸借、販売、管理並びに使用許諾業務
 - (3) 医薬品、医薬部外品、健康食品及び医療用機器の開発、製造、販売及び輸出入
 - (4) 理化学機器の開発、製造、販売、賃貸及び輸出入
 - (5) バイオテクノロジーに関する情報提供サービス業、情報処理サービス業
 - (6) 企業に対する投資並びに融資業
 - (7) 上記各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

- 第 3 条 当社は、本店を東京都目黒区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、750,000 株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当社は会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第 8 条

1. 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第 9 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株主総会

(招 集)

第 10 条 当社の定時株主総会は、毎年 8 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 11 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 5 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 12 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 13 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 14 条 1. 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 15 条 1. 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 前項の株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当社に提出するものとする。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員 数)

第 16 条 当社の取締役は、7 名以内とする。

(選任方法)

- 第 17 条 1. 取締役は株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

- 第 18 条 1. 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第 19 条 1. 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(執行役員)

- 第 20 条 当社は、取締役会の決議により執行役員を置くことができる。

(取締役会の招集通知)

- 第 21 条 1. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第 22 条 1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の決議の省略)

- 第 23 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみな

す。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会規程)

第 24 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第 26 条
1. 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
 2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員 数)

第 27 条 当会社の監査役は 5 名以内とする。

(選 任)

- 第 28 条
1. 監査役は株主総会において選任する。
 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

- 第 29 条
1. 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集通知)

第 30 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発するものとす

る。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(常勤の監査役)

第 31 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会規程)

第 32 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

- 第 34 条
1. 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 35 条 当社の事業年度は、毎年 6 月 1 日より翌年 5 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

- 第 36 条
1. 当社の期末配当の基準日は、毎年 5 月 31 日とする。
 2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第 37 条 当社は、毎年 11 月 30 日を基準日として剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

- 第 38 条
1. 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。
 2. 未払の期末配当金及び配当金には利息を付けない。

上記は、株式会社 ECI の定款に相違ありません。

平成 21 年 5 月 18 日

株式会社 ECI

代表取締役社長 鈴木 幹雄